

第青少年インターネット環境の整備等に関する検討会

第27回会議事録

日 時： 平成27年2月18日（木）14：00～16：00

場 所： 内閣府（4号館）共用第4特別会議室

出席委員：清水座長、藤原座長代理、五十嵐委員、尾花委員、清原委員、国分委員、曾我委員、高橋委員、矢橋委員代理、吉川委員代理

（内閣府）安田審議官、山岸参事官

（オブザーバー）内閣官房 IT 総合戦略室参事官、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課課長補佐、警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、法務省秘書課政策評価企画室補佐、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長（併）参事官（青少年健全育成担当）、経済産業省商務情報政策局情報経済課課長

議事次第

1. 開 会

2. 議 題

（1）報告事項

（2）青少年インターネット利用環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進 状況等に係る検討

（3）その他

3. 閉 会

○清水座長 皆さん、お忙しいところをありがとうございます。そろそろ時間になりますので、始めさせていただきたいと思います。「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」、本日は第27回となります。宜しく願いいたします。

最初に、委員の出欠状況等につきまして、事務局からお願い致します。

○山岸参事官 それでは、御報告いたします。

本日は、奥山委員、半田委員及び別所委員が御欠席され、奥山委員の代理で矢橋様、別所委員の代理で吉川様に御出席をいただいております。五十嵐先生については、15分程度遅れるとの連絡を受けているところでございます。

以上でございます。

○清水座長 それでは、初めに事務局から本日の配付資料の確認をお願い致します。

○山岸参事官 それでは、配付資料でございますが、まず、議事次第でございます。2枚目に資料一覧がございます。

資料は、資料1から資料3となっております。なお、机上配付資料として、委員の方々には、法・基本計画、平成25年度インターネット環境整備フォローアップ、平成23年8月

の当検討会の提言、当該提言において認証された総務省及び経済産業省における検討会の報告書を置かせていただいております。

まず、資料1でございますが、資料1-1、1-2でございます。これは、警察庁のほうから御提供いただいております資料でございます、「携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況等実態調査の結果について」の1枚紙。そして、本体の調査の報告書がございます。

資料2は内閣府関係でございますが、資料2-1、2-2、2-3が平成26年度の青少年インターネット利用環境実態調査の関係の資料でございます。資料2-1が速報の資料、資料2-2、資料2-3がそれぞれ青少年用、保護者用の実態調査の調査票をお付けしております。

資料2-4、2-5につきましては、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」等に際して、内閣府から都道府県等に宛てて出しております依頼文書の写しを添付しております。2-4が1月27日付のもの、資料2-5が昨年12月4日付のもの、そして資料2-6が2月6日付のものでございます。

資料2-7、2-8でございますが、これは青少年環境整備に係る事業一覧ということで、各地方公共団体における様々な取組について、関係都道府県等のそれぞれの取組について情報共有・集約を図る取組として、内閣府のホームページで情報を一覧性のある形で集約して公表しておるものの最新版でございます。来週23日、全国の青少年担当課長会議等の際にもこの資料をお配りするとともに、近々、アップデートした内容のものをホームページで公表するものでございます。

資料3の関係は、法・基本計画に基づく施策の推進状況に係る検討結果の報告書の素案、及び報告書の中の第2章の部分で、第2次基本計画のほうとの新旧対照をわかりやすく整理した資料。

そして、資料名の記載はございませんが、2枚紙でそれぞれの報告書の項目を説明の際の参考資料として整理した資料をお付けしています。

不足等がございましたら、事務局のほうまでお申しつけいただければと思います。

また、本日の会議の議事録につきましては、別途、各委員の皆様方の御確認をいただいた上、座長に諮った後、公開をさせていただきたいと考えておりますが、宜しいでしょうか。

○清水座長 議事録につきましては、宜しいでしょうか。ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、本日の議事次第にありますように、報告事項と施策の推進状況等に係る検討ということで、報告書（案）等についての御意見を伺うこととなります。

では、最初の「報告事項」ですけれども、2件ございまして、警察庁からお願いします。

○村瀬少年保護対策室長 警察庁でございます。宜しくお願いします。お手元の資料1-1、1-2を御用意いただければと存じます。

先ほど参事官のほうから御案内のございました「携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況等実態調査の結果」につきまして御報告したいと存じますが、まずもって資料1の概要から御覧いただければと存じます。

調査の目的でございますけれども、コミュニティサイトに起因致します犯罪被害の多くがスマートフォンからサイトにアクセスしている現状にあるなど、児童へのスマートフォンの急速な普及を背景とした犯罪被害が深刻化しております。現在、御案内のとおり、有害サイトへのアクセス制限ができるフィルタリングがありますが、スマートフォンでは設定方法が複雑であるなどの理由から利用率が低くなっている現状にあります。こうしたことから、被害防止対策として有効なフィルタリングが適切に推奨されているか、携帯電話販売店に対して調査を行ったものでございます。

本調査につきましては、全国の携帯電話販売店から専売店及び量販店約1,200店舗を抽出致しまして、大きく分けましてフィルタリングの説明・推奨状況に関する調査と販売員のアンケート調査を実施しております。

2番、調査結果の概要でございますが、(1) フィルタリングの説明・推奨状況に関する調査につきまして、総合評価は御覧のグラフのとおりとなっております、「一部は改善を要する」及び「不適切」と認められた店舗が51.7%となっております。個別には、特にスマートフォン用の知識が要求される項目におきまして、不適切とされた店舗の割合が高くなっていることから、スマートフォンの急速な普及に販売店側の対応がまだ追いついていないことが推測されるところであります。

続いて、(2)、販売員に対するアンケート調査についてですが、保護者に推奨する上で、スマートフォンのフィルタリングの仕組みが複雑であることから、説明に苦勞を感じている販売員が多くなっております。

また、フィルタリングを利用しない場合に最も多い理由を聞いておるわけですが、特定のアプリが利用できない、子供から頼まれたからなど、子供の意向に左右されてフィルタリングを利用しない保護者が多いという意見が大半を占めております。

続いて、資料1-2に基づきまして資料本体でお話ししたいと存じます。

1 ページ目に概要がございますが、先ほどの補足を致しますと、3番、調査対象ですが、約1,200店舗のうち専売店7割、量販店3割で実施しております。

さらに、4番、調査方法につきましては、警察庁の委託を受けた業者の調査員が、身分あるいは調査目的を明らかにすることなく対面で調査を実施しております。調査終了後、身分を明かした上でアンケート調査を実施しております。

調査項目は5番に書いてあるとおりでございますが、御覧のとおりとなっております。(1)につきましては5つほどございます。

調査の時期でございますが、昨年9月から10月にかけて実施しております。

続いて2ページですが、総合評価で先ほど御覧いただいたものと同じになっております。全体感をお話ししたいと思っておりますが、個別には3ページ以下になります。フィルタリング

の必要性に関する調査項目がございますが、おおむね良好な評価となっておりますが、スマートフォン用のフィルタリングの知識が要求される調査項目、4ページから6ページにかけてございますが、これにつきましては総じて評価が低くなっております。

続いて3ページは、フィルタリングの必要性に関する説明でございますが、「適切な説明があった店舗」と「一般的な説明があった」店舗を合計しますと約98%となっております、多くの店舗において一定の説明がなされております。

続いて4ページ、スマートフォン用のフィルタリングに関する説明でございますが、「適切な説明があった」店舗は52.6%と約半数、不適切と認められた店舗につきましては、従来型の携帯電話用のフィルタリングの説明のみであったという状況になっております。

続いて5ページは、学齢に応じた適切なフィルタリング強度の推奨について聞いたものでございますが、「適切な推奨があった」店舗は51.7%、約半数。本項目につきましては、強度につきましては一定の説明が行われているものの、学齢に応じた適切な推奨が徹底されていないということがうかがえます。

続いて6ページは、iPhoneの機能制限（ペアレンタルコントロール）の説明についてでございますが、「適切な説明があった」店舗は33.6%と、各調査項目の中で最も低い評価となっております、不適切と認められた店舗も20.0%と、最も高い数値となっております。不適切と認められた店舗の多くは、機能制限が必要であることを認識していなかった。一部不備につきましては、機能制限が必要であることを知っていたが、設定方法については不知であったものでございます。

続いて7ページは、フィルタリングの非加入の申出に対する推奨の状況についてでございますが、「適切な推奨があった」店舗は56.2%であり、不適切と認められた店舗も3%ということになっております。

続いて8ページは、県別の総合評価の比較でございますが、非常に良好及び適切であった店舗の割合の平均値は49.3%、御覧の赤線となっております。都道府県によるばらつきが御覧のとおり、見られるところでございます。

続きまして9ページは、販売員へのアンケート調査の結果でございます。

1つ目が保護者に推奨する上での苦勞ということですが、御覧のとおり、黄色、赤、緑で半分強でございます、保護者が仕組みをよく理解していない、あるいは危険性がうまく伝わらない、あるいは仕組みが複雑で説明が困難といったことがあります。

さらに2番ですが、保護者の主な反応としまして、「特定のアプリが利用できるかを気にしている」、あるいは「子供の意見に左右されている」、青と黄色を足すと半分強でございます。

続きまして3番ですが、10ページになります。フィルタリングを利用しない場合に最も多い理由ですが、青と黄色で8割になっておりまして、「子供が利用したいサイトやアプリが利用できない」、あるいは「子供から解除するよう頼まれた」といったものがあります。

では、その子供が利用したいサイトアプリは何かということにつきましては、4番でござ

ざいますが、御覧のとおりの結果となっております。

調査結果については申し上げたとおりでございますが、警察庁としましては、さらなるフィルタリングの利用・普及が重要と考えておるところでございますが、本調査結果につきまして、国家公安委員より次のような指摘がございましたので、口頭で恐縮でございますが、御報告させていただきます。4点ほどあります。

1点目は、子供を守り、育てる視点が極めて重要である。青少年向きについては、健全育成の観点から、あらかじめフィルタリングを組み込んだ子供専用の端末などを提供してはどうか。

2点目は、保護者には保護する青少年のインターネット利用状況を把握し、フィルタリング等の利用により適切に管理する責務がある。しかし、保護者にはいろいろな層があり、善意の保護者もいれば、フィルタリングは無関係と思っている保護者もいる。このような中では、社会全体で子供を守っていくことが重要であり、できる限りの措置を講じていく必要があること。

3点目は、フィルタリングの設定方法が複雑であり、保護者にとって手順がわからない場合が多いと思う。関係事業者等におかれましては、利用者視点に立って、保護者に対し、わかりやすく、きめ細かい支援を工夫していただきたいこと。

最後に4点目でございますが、携帯電話の長時間使用によるネット依存は問題であり、子供たちの心身に配慮した環境整備が必要であること。

以上でございますが、委員の皆様において行われます基本計画の見直しに係る提言案の御審議に際しまして、御参考にしていただければ誠に幸甚に存じます。宜しくお願い致します。

以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いします。どうぞ、尾花委員。

○尾花委員 尾花でございます。この資料は、発表になったときからすごく注目しておりまして、今週末にセミナーをやり、何う先の資料も、締め切りを延ばしてまで、この情報を入れさせていただいたという状況なのですが、1つお尋ねしたいのは、携帯事業者さんのダイレクトの店舗の場合は、まず問題はないのですが、量販店さんとかを調べられたときに、これはキャリアさんの携帯を買いに行くという前提で調べられたのかなと。

要するに、MVMOの話がどうしても気になるので、MVMOで例えばフィルタリングがそもそも設定されていないものに対して、これはフィルタリングをかけられるのですかという調査もされたのか、されていないのか。どうして下さいじゃなくて、お伺いできればと思います。

○村瀬少年保護対策室長 一定の普及が見込まれているものということを前提にしてございますので、御指摘のMVMOにつきましては調査対象としてございません。

○尾花委員 次回というか、これはまた継続的に行っていかれる可能性もあると思うので、そういった際にはMVMOの様子も聞かせていただければ大変うれしい。指導するこちらのほうも、保護者の方が不安視される。安いものなので、子供に与えるものとして1,000円ぐらいのものは大変有効だと。でも、それで安全が守られないのだったら、その部分は考えなきゃいけない。どうしたらいいのだろうという御相談も、じかに保護者から寄せられていますので、次にまたやられる機会がありましたら、そのあたりのことを宜しく願いできればと思います。ありがとうございます。

○清水座長 ありがとうございます。

どうぞ、お願いします。

○曾我委員 質問させていただきます。曾我でございます。

2の7番の都道府県別の総合評価の比較で、長野とか群馬、岡山、宮崎、とても説明が適切になっている。この県が特出してすごくいい状況が出ているというのは、参考例にする必要があると思うのですが、ほかのところと何がどう違ったのかという情報が入っていれば教えていただければありがたい。

○村瀬少年保護対策室長 先生御指摘のありました地域は、まさに地域における取組が極めて進んでおるといいますか、私ども警察でございますので、県警と携帯電話の販売店、地域でこういったことを盛り上げていこうという関係者がしっかりと汗をかいているといえますか、そのことが平素よりあったと聞いてございます。

○曾我委員 ありがとうございます。

○清水座長 ほかにございますでしょうか。

私から1つ。総合評価をされている中に、不適切のパーセントが意外に多い感じですが、この不適切とは具体的にどういう意味合いの不適切でしたでしょうか。

○村瀬少年保護対策室長 説明が不足しておりまして、大変失礼致しました。この総合評価につきましては、今回、フィルタリングの推奨状況調査、全部で5つほど調査してございます。5つほど調査したものを、それぞれ3段階評価しているわけですが、これを集計したものを便宜上、4つに分けてございます。それで不適切なものにつきましては、集計上、最もよくない分類に位置づけられたといった状況でございます。

○清水座長 ありがとうございます。これだけで評価されたのかなと思ったり、具体的なものが出るかと思っただけですが、別の観点で総合化した点数で分類分けしたということで理解できました。ありがとうございます。

どうぞ。

○矢橋代理 ありがとうございます。電気通信事業者協会の矢橋でございます。本日は、私どもの奥山専務理事が欠席ということで、大変申しわけございません。本調査結果につきまして、事業者団体と致しましてコメントさせていただきたいと思っております。

本調査結果につきまして、私ども事業者、大変真摯に受けとめておりまして、事業者と致しましては、さし向き不適切な対応をした店舗に対しましては、当然速やかに是正に向

けて働きかけを行う。とともに、全店に対しまして、改めてフィルタリングにつきましての説明の徹底を促すということを考えております。

また、この調査結果を改善に結びつけるという観点が非常に重要だと思っておりますので、今回のアンケート、販売店のアンケート調査もしていただいておりますので、そういった内容も含めまして、警察庁様のほうと協力しながら改善に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。どうぞ宜しくお願いします。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、内閣府から宜しくお願い致します。

○山岸参事官 それでは、内閣府のほうから資料2-1、2-2、2-3に基づき、まず「平成26年度青少年のインターネット利用環境実態調査」の結果について御報告を致します。これにつきましては、現時点、速報ということで、全体的な概要について御報告致したいと思います。追って、概要版で白表紙等を取りまとめた上で、詳細については御報告致したいと思います。

まず、今回の調査につきましては、昨年まで対象を青少年3,000、同居の保護者3,000で実施したところ、対象者数を拡大致しまして、満10歳から満17歳までの青少年5,000人、上記青少年の同居の保護者5,000人を対象として実施しております。また、実施方法につきましては、青少年については原則として調査員による個別面接聴取法で調査を実施し、調査協力を得られたものの訪問時間等が合わない場合には、WEB調査法を利用しております。また、保護者についても、調査員による訪問配布訪問回収法で調査を実施し、調査協力を得られたものの訪問時間が合わない場合には、WEB調査法及び郵送回収法を併用して実施しております。

実施期間については、昨年11月8日から12月7日で、回収結果につきましては、青少年については3,441人、68.8%、保護者調査につきましては3,637人、72.7%の回答でございます。

それでは、資料を御説明致します。

まず、資料の3ページ、ポイント①青少年のインターネットの利用状況について御説明致します。赤枠のところ記載がございますが、青少年の7割台後半が、いずれかのインターネット接続機器でインターネットを利用してございまして、インターネットを利用する機器については、記載の順、スマートフォン、ノートパソコン、携帯ゲーム器、タブレット、デスクトップパソコン、携帯音楽プレイヤーが上位となっているところでございます。

4ページに移りまして、青少年のインターネットの利用状況-2として利用内容でございますが、高校生では、コミュニケーション、動画視聴、音楽視聴が上位。中学生では、動画視聴、ゲーム、音楽視聴が上位。小学生では、ゲーム、動画視聴、情報検索がそれぞれ上位となっております。個々の端末機器の利用状況については、4ページ、5ペ

ージに記載しておりますが、スマートフォン、携帯電話を見ても、それぞれの端末特性を踏まえた利用実態がうかがわれるところでございます。また、携帯音楽プレイヤーや携帯ゲーム器等を見ても、一定の比率でコミュニケーションというものに利用されている実態があるところです。

6ページに移りまして、青少年のインターネットの利用状況－3として利用時間のほうを分析しております。青少年のインターネット利用につきましては、左側にありますとおり、学校種が上がるとともに長時間傾向がございまして、また、とりわけ青少年のスマートフォンを通じたインターネットの利用が長時間化している傾向がうかがわれるところでございます。

右側にありますとおり、全体の総数で見ますと、平均140.7分で、2時間以上の者の割合が56.0%、特に高校生を見ても、6割前半がスマートフォンを通じて2時間以上、インターネットを利用し、平均時間が約155分となっております。昨年の調査結果では、スマートフォンについて2時間以上の者の割合が51.1%、平均時間が132.6分という使用になっておりますので、これについても長時間化の傾向がうかがわれるところでございます。

7ページは、スマートフォン、携帯電話以外の端末の利用時間を分析しているものでございます。中身を見ても、詳細については概要版で分析致したいと考えておりますが、携帯音楽プレイヤー等で中学生等の利用時間が高く出ていることが注目されるところでございます。

8ページ目は、青少年の無線LAN回線の利用状況をまとめております。青少年のインターネット接続機器における無線LAN回線の利用率につきましては、タブレットで8割強、スマートフォンで7割後半、他のデバイスのほうを見てもかなり高い数値になっておりまして、無線LAN回線の利用が普及していることがうかがわれるところでございます。

続きまして9ページ、ポイント⑤保護者のインターネットの利用状況でございます。保護者の9割状況がいずれかのインターネット接続機器でインターネットを利用しておりまして、インターネットを利用する機器につきましては、スマートフォン、ノートパソコン、デスクトップパソコン、タブレット、携帯電話が上位となっております。これらの青少年と保護者のインターネットの利用につきましては、それぞれの利用実態を概要版等でももう少し細かく分析していきたいと考えております。

10ページ目に保護者のインターネットの利用状況の利用内容を記載しております。保護者のインターネットの利用内容につきましては、情報検索、コミュニケーション、ニュース、地図・ナビゲーションが上位に来ております。個々の端末につきましても、2ページ目にスマートフォン、携帯電話以外のタブレット、ノートパソコン、デスクトップパソコンを記載しております。これにつきましても、概要版におきまして青少年との利用対応、同じデバイスでもどう違うのかという点を比較して参りたいと考えております。

12ページ、ポイント⑦保護者のインターネットの利用状況、利用時間でございます。イ

ンターネットを利用している保護者のうち、3割台前半が2時間以上利用しており、平均時間は約109分となっております。これについては、小・中・高の青少年の保護者という切り口でデータを出しておりますが、保護者の年齢層等において、もう少し有意な差があるのかという点については、概要版等で分析を深めていきたいと考えております。

13ページ、ポイント⑧保護者のインターネットを安全・安心に使うための注意点の認知でございます。今回、質問のほうで保護者自身のインターネットを安全・安心に使うための注意点の認知状況について問うたところ、「出会い系や著作権等の違反情報の問題」については、高い回答が得られております。それに対しまして、ネットの過度の利用の問題、電子商取引の問題については低い傾向が出ておりまして、クモの巣のグラフで表記しますと、そのでこぼこのところが明確にあらわれてきています。

14ページ、ポイント⑨青少年のインターネット利用に関する保護者の取組です。これについては、「機器を利用しているが、インターネットが使えない機種・設定のため、インターネットを利用していない」との回答については、子供向け携帯電話、携帯電話、携帯音楽プレイヤーが上位を占めております。

15ページ、青少年のインターネットに関する保護者の取組の2つ目でございますが、これは青少年が機器を利用して、どのような形で保護者が一定の取組をしているかということを見ているものでございますが、スマートフォンを利用する保護者のうち、8割台前半がいずれかの方法で青少年のインターネット利用に関する取組を実施していると回答しております。実施している取組の中身を見ますと、「フィルタリングを使っている」というものが43.4%、「子供のネット利用状況を把握している」というものが34.1%、「大人の目の届く範囲で使わせている」という回答が26.0%と、上位になっております。

本年度の調査から調査方法を大きく変更しておりますので、平成25年度以前の調査結果とは直接比較できませんが、参考値として保護者調査の問7、問8を捉えまして、昨年までのフィルタリング等の利用率を計算してみますと、スマートフォンにつきましては、表の(1)と(2)のそれぞれのパーセンテージを加えた46.2%、携帯電話につきましては、(1)と(2)を加えました61.1%という数値が参考数値として出て参ります。これについては、前年のフィルタリング等利用率と比較しますと、やや減少しているということになるかと思えます。

16ページ、ポイント⑩青少年のインターネット利用に関する保護者の取組でございます。これは、携帯電話、スマートフォン以外のそれぞれのデバイスについての取組を書いたものでございますが、同種のインターネット利用ができるにもかかわらず、保護者の取組がやや異なる傾向が出ているデバイスがございます。タブレットや携帯音楽プレイヤーについては、スマートフォン等に比べまして、「フィルタリングを使っている」、「利用・閲覧制限を使っている」という回答がやや低くなっているところがうかがえます。

17ページ、ポイント⑪保護者のインターネットに関する啓発や学習の経験について見て

みますと、「学校で配布された啓発資料で知った」、「学校の保護者会などで説明を受けた」、「テレビや本・パンフレットで知った」というものが上位となっておるところです。

また、青少年のインターネット利用に関する保護者の取組で見えますと、「実施している」との回答につきましては、啓発や学習の経験のある保護者のほうが高い傾向が出ておるところです。

18ページ、ポイント⑩家庭のルールについてです。青少年のインターネットの使い方についての家庭のルールに関しましては、「ルールを決めている」との回答は、啓発経験のある保護者が高い傾向が総じてうかがわれるところではあります。

また、青少年の実態と保護者の認識とのギャップが見られまして、「ルールを決めている」との回答につきましては、いずれの学校種でも保護者の回答が青少年の回答を上回っていることがうかがわれるところではあります。

以上、ポイントの①から⑩までかいつまんで御説明して参りましたが、今回の調査については、まず速報という形で今回の検討会にお諮りし、また概要版・白表紙の形で分析をまとめた上で、追ってまた御報告致したいと考えているところではあります。

以上でございます。

○清水座長 御説明ありがとうございました。

御質問、御意見ございましたら、お願い致します。どうぞ、清原委員。

○清原委員 御説明ありがとうございます。清原です。

今回の調査においては、青少年調査も保護者調査も対象者を3,000人から5,000人に増やしていただきました。私は、3,000人程度で一定の社会調査としての有意な結果が得られると思っておりますけれども、増やしていただいたということは、啓発の意味も含めて意義深いことだと受けとめておりました。あわせて、回収結果でございますが、個別面接聴取法をしていただいて高い回収結果を得たことも有意義でございますし、WEB調査、郵送回収法もあわせて、今までよりも高い回収率で、それぞれ3,000人を超す皆様の回答を今後、深く分析していただくことを期待しています。

さて、この際、どうしてもインターネットを中心とした調査結果を中心に御説明いただいておりますし、端末として現状に合わせて、青少年は15機器で、保護者は11機器と今までより広げられているのですが、このような調査をされたでしょうか。すなわち、フェイスシートの部分でも結構なのですが、いわゆるインターネットの利用実態だけではなくて、例えば新聞の講読とかテレビの視聴時間とか、他のメディアとの接触とこのインターネットに絞ったものが比較できるような関連質問をされたのでしょうか。

私は社会調査もやった経験がありますので、質問数が増えることは回収率を下げることもなりますし、主たる眼目である回答を得られれば、そのことが第一義的に有用だと思っておりますし、保護者と青少年を比べながらクロス集計などをすることも可能性があると思うのですが、ひょっとして、そのような他メディアの情報の接触行動と比較できる可能性があるかどうか、それだけちょっと気になりましたので質問させていただきました。

○山岸参事官 残念ながら、調査票の質問項目数等につきましては、かなり制約が厳しい中で、そういう他メディアとの関連まで同じ調査の中でフェイスシートに盛り込んでやることは、今回できておりません。ただ、これまでの検討会の御議論を踏まえまして、保護者の属性、特にフェイスシート等の中で、一定のクラスターをきちんとより分け、それが一体どういう形でそれぞれの取組に反映できているのかという視点は極めて重要だと我々も認識しておりまして、その部分について、何とかフェイスシート等をもう少し活用できないかということは模索しているところでございます。

○清原委員 ありがとうございます。今回、私たちのこれまでの議論の中の問題提起でも、学校に通っている児童生徒であっても、学校という環境の中だけのリテラシー教育やモラル教育だけではなくて、家庭との密接な連携が重要であるということで検討して参りました。また、新学期の一斉の啓発の取組についても、学校という場に長時間いる子供たちであっても、保護者と一体となって取組をするということの意義を強調して推進も御一緒にさせていただいてきたと思います。

今、お答えいただきましたように、これだけ多くの方に答えていただきましたので、今後の分析では保護者と青少年との関係の中で、今後の対応について、知見が得られて、具体的な取組に結びつけられるようなことを、これまで検討して参りました私たちの提言の方向性を検証するような方向での調査結果の分析をしていただければありがたいと思われました。宜しくお願いします。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにございましたら、お願いします。ありがとうございます。

それでは、議題2に移りたいと思います。議題2は、「青少年インターネット利用環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討」になっていますが、基本計画の見直しに係る検討会報告書の取りまとめに向けた検討と、長いタイトルになっております。この報告書の検討につきましては、前回の検討会におきまして基本的な構成案とか骨子案について各委員から御意見いただき、議論させていただいたところであります。それに加えまして、これまでの議論とか各関係府省からの御意見をもとに報告書たたき台素案を作成いただいております。

最初に事務局から御説明いただいた後、各委員から御意見をいただきたいと思っております。宜しくお願い致します。

○山岸参事官 それでは、事務局から説明を致します。

報告書の素案でございますが、これまでの検討会における議論等を踏まえて、事務局で報告書のたたき台を関係省庁、各委員に事前に配付致しまして、提出いただいた御意見や、先ほど警察庁から説明がございました最新の調査結果、情勢等を踏まえまして修正し、作成したものが、お手持ちに配付しております資料3-1が素案の本体、3-2が提言部分に係る現行の第2次基本計画との対照資料、そして2枚紙のものがそれぞれの報告書の構成の項目を抜き出した資料となっております。

報告書の素案の構成につきましては、12月の検討会における議論を踏まえまして、まず「序章 はじめに」として、青少年を取り巻くインターネット利用環境の整備に係るこれまでの取組を概観するとともに、検討状況について概説しております。

その上で、「第1章 青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状と課題」として、インターネット社会における青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状。2として、現状における課題認識。そして、これらの状況を踏まえた課題認識を提示した上で、3として、今後の取組の方向性に関する基本的な考え方として、基本計画の見直しを見据えた今後の取組の方向性について基本的な考え方を提示しております。

第2章につきましては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画の見直しに係る提言」と致しまして、第1章の今後の取組の方向性に関する基本的な考え方を踏まえ、基本計画の見直しに係る提言として、第3次基本計画のたたき台となる施策・事業等の内容を提示しております。項目立てにつきましては、基本的に青少年インターネット環境整備法に基づく第2次基本計画の柱立てとなる区分けを踏まえつつ、今後の取組の方向性に関する基本的な考え方等の議論内容を反映させたものでございます。

今後、本日の議論を踏まえまして、報告書の素案につきましては関係省庁等と御協力して必要な修正を行い、各委員の御意見を賜りながら意見公募手続に向けた作業を進めて参りたいと考えております。

なお、児童ポルノ等に係る青少年被害の犯罪情勢につきましては、平成26年の警察庁統計の公表時期が3月中旬以降になると聞いておりますので、これらの記述につきましては、データの公表後、速やかに情報を各委員と共有し、報告書の記載に反映して参りたいと考えております。

時間の関係もございますので、先日、たたき台として各委員に御送付した資料からの変更点を中心に報告書素案の概要について御説明させていただきます。

まず、報告書素案の「第1章 青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状と課題」につきましては、これまでの検討会における各団体・関係機関のヒアリングや報告書等での指摘はもとより、複数の委員から、インターネット社会において、青少年のインターネット利用の態様が大きく変更していることを御指摘いただいているところでございます。そのため、できる限り内閣府のインターネット利用環境実態調査も含め、最新の白書等のエビデンスに基づき、利用環境が急激に変化している現状について記述しております。

御送付したたたき台からは、先ほど説明致しました内閣府の平成26年度の「青少年のインターネット利用環境実態調査」の速報値、そして警察庁の「携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況等の実態調査」が公表されておりますので、これらの内容を踏まえまして、これらの情勢を追記する形で取り急ぎ修正しております。先ほど申し上げましたとおり、平成26年の警察統計の公表が3月中旬以降とされておりますので、児童ポルノ等に係るこれらの情報等が公表されましたら、当該現状と課題において記載しております、

コミュニティサイト等に起因する青少年の犯罪被害等の増加の状況ですとか、児童ポルノ等に係る情勢については、アップデートしていきたいと考えておるところでございます。

次に、「2 現状における課題認識」でございます。12月の検討会において、これまでの検討会における議論等を整理致しまして、骨子では現状を踏まえた課題認識を、概要等でお示ししております5つの項目に整理して御提示致しました。今回の報告書の課題の整理につきましては、これらの項目について文章化し、それぞれ肉づけをしたものでございます。さきに御送付したたたき台からの変更点につきましては、よりわかりやすい説明となるように、具体的な説明の補足、例示に係る注記等を追記しておるところでございます。

具体的には、18ページ、注29で、御送付したものに加えて、ネット依存に係る説明の注記を追加しております。

また、19ページの注30から32にありますとおり、「子供たちのインターネット利用について考える研究会」の取組や、第3章の地方公共団体における条例制定状況について、別添で引証する。また、愛知県における取組の例示に係る注記を追加しているところでございます。

次に、「3 今後の取組の方向性に関する基本的な考え方」でございます。骨子におきましては、今後の取組の方向性に関する基本的考え方として、それぞれ「端末・接続環境等を問わず、受け手の立場に立った、フィルタリング等の実効的な青少年保護に係る取組の充実強化を図るべき。」、「青少年のライフサイクルを見通して、保護者の責務が適切に履行されるよう、家庭への支援を充実強化するとともに、青少年のインターネット・リテラシーの向上と適切な生活習慣の定着化を図るべき。」、「ベストプラクティクス等の情報共有・集約化と、PDCAサイクルを意識した推進体制の構築を図るべき。」という3つの方向性を提示し、細目の項目立てについてお示ししておりますが、12月の検討会におきまして、児童ポルノ等についての取組が非常に重要という御指摘等がありましたので、今回、この基本的な考え方の項目の中に、「児童ポルノ等に係る違法・有害情報対策の充実強化」を新たに追加した上で、これらについて、これまでの議論を踏まえまして文章化し、内容を肉づけしたものでございます。

御送付しましたたたき台からは、各委員及び関係省庁からの御意見等を踏まえて、よりわかりやすい説明となるよう、項目の記載ぶりを含め、表現・説明等を一部修正しております。

具体的には、まず24ページの「国際的なスタンダードを踏まえた、第三者機関等を活用した」という項目の部分につきましては、誤読されないよう、「国際的なスタンダードを踏まえた」の後に「、」を入れておるところです。

また、25ページにございますとおり、リベンジポルノ等につきましても、法務省からの指摘を踏まえて、「いわゆるリベンジポルノ」という形で用語の使い方を修正しております。

また、27ページの注記で、改正児童ポルノ法の記載について、一部表現が正確でない点がございましたので、社会保障審議会や厚労大臣等の記述の部分を追記して正確を期して

おるところでございます。

また、28ページにつきましては、既に御配付しているものでは、厚生労働省の取組と文部科学省の取組が不分明であるとの御意見もいただきましたので、これにつきましても、地域における母子保健、子育て支援や家庭教育支援という形で、よりわかりやすく記載を修正しております。

また、34ページのほうでは、総務省のほうから人材育成の部分について追記致したいということで、地域のNPO団体等についての記載を追加しております。

また、具体的な説明の補足等については、参考となる事例や関係する資料等についての注記を補っておるものでございます。

続きまして、「第2章 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画の見直しに係る提言」部分でございます。本部分につきましては、第1章の3で提示した「今後の取組の方向性に関する基本的な考え方」を踏まえまして、第3次基本計画のたたき台となる施策・事業の内容を例示しているものでございます。

概要紙の2枚目の資料の各項目の下線部、及び資料3の素案の本体の41ページ以下の記述の下線部につきましては、第2次基本計画からの変更部分を示しておるものでございます。

また、資料3-2として、お手持ちのほうにある資料は、第2次基本計画と記述内容を対照できるように配付しております。

まず、先日、御送付致しましたたたき台からの変更点について御説明致します。それぞれ表現について説明ぶり等が誤っていた点、もしくは修正したほうがわかりやすい点等について御説明致します。

まず、総務省から例示・追記がございました点が45ページ、「2. 社会における教育・啓発の推進」の(3)で、地域のNPO団体についての例示の追記をしております。

また、47ページでございますが、4の(2)で、これまで携帯電話・PHS・ゲーム機等の機器の例示であったものについて、スマートフォン・タブレット・携帯音楽プレイヤー等も加えて、よりわかりやすくする形にしております。

また、「5. 国民運動の展開」については、一斉行動という記載があった部分について、総務省からの御意見を踏まえまして、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」等という形で、具体的に活動名の例示を追加しておるところでございます。

また、同じ47ページ、「第3 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項」の前書きの部分でございますが、警察庁から、先ほど公安委員の御意見を踏まえた修正意見をいただきまして、これについて内閣府で調整し、当該記載の部分につき、「保護者が、青少年の発達段階に応じて、機器・接続環境等を問わず、利用者に立場に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る機能等を容易に利用できるようにする施策を実施する」という形で、たたき台として御配付したものの内容を

修正しております。

48ページでございますが、先ほど説明した端末・機器の例示について平仄を合わせまして、第3の1の(2)及び(3)の端末・機器の例示を、それぞれタブレット・携帯音楽プレイヤー・スマートフォンを追加し、平仄を整えておるところでございます。

続きまして51ページでございますが、先般、御送付した資料に加えまして、第5の前書きの部分、「青少年の犯罪被害の抑止対策」という記載があった部分について、よりわかりやすくするため、本体の項目や本文の記載と合わせて、「インターネットを通じた」という記述を追加しております。

また、「違法・有害情報の削除等に関する対応依頼」につきましても、「インターネット上の児童ポルノ等」という表現を加えて、本文と平仄を合わせることでしております。

また、52ページでございますが、第5の1の(4)では、「児童ポルノ排除総合対策」の記載ぶりについて、項目では「インターネット上の児童ポルノの排除に向けた取組の推進」となっておりますので、それに文の記載の平仄を合わせる修正をしております。

また、2の(1) インターネット・ホットラインセンターの記載の部分につきまして、「等」を追記しております。

53ページ、「3. 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進」の記載の部分について、(1)で、「子供の人権SOSミニレター」の例示を追記しております。

また、(2)で「当該情報」という記載であったところを、「当該名誉毀損、プライバシー侵害等の」という形で例示を追加して、よりわかりやすく記載を修正しておるところでございます。

なお、第1章の3で提示した今後の取組の方向性が、一体どのような形で反映されていくかという点について、概要紙の項目、それぞれ提言の項目について御説明して参りますと、まず、基本的な理念については、法の理念ということで、これは修正しておりませんが、第1の「2. 基本的な方針」については、これまで4項目であったところ、今回の今後の取組の方向性において、PDCAサイクルを意識した取組を進めるべしという方向性が示されておりますので、これについて(5)として、「技術や活用方法等の変化を踏まえた実効的なPDCAサイクルの構築」というものを新たに項目として掲げております。

また、第2の「2. 社会における教育・啓発の推進」の(2)では、「地域におけるベストプラクティクス等の情報共有・集約化の促進・支援」ということで、今後の取組の方向性の項目で提示している内容を盛り込んでおるところでございます。

また、2の(3)、「サイバー防犯ボランティア等の地域における多様な担い手・人材の育成支援」等につきましても、今後の方向性の2つ目の人材育成を踏まえた中身としておるところでございます。

また、2の(4)の「インターネット・リテラシーに関する指標等を活用した取組の推進」等につきましても、インターネット・リテラシーの向上に係る方向性、及び実証的なエビデンスに基づく検証サイクル等の記載を踏まえた内容としておるところでございます。

また、「3. 家庭における教育・啓発の推進」につきましては、基本的な方向性の中の、青少年のライフサイクルを見通した家庭教育支援、生活習慣の定着化等の記述を反映しておるものでございます。

また、「4. 青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援」の項目につきましては、全体として基本的な方向性の2つ目の、青少年のライフサイクル支援に係る記述を反映しておるものでございます。

また「5. 国民運動の展開」に係る記述につきましても、基本的な方向性の3つ目のベストプラクティクス、情報共有等や、PDCAサイクルを意識した推進体制の構築等に係る取組の方向性を反映しているものでございます。

「第3 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項」につきましては、全般としまして、基本的な方向性で出されております青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた取組の充実強化を反映しているものでございます。

「第4 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項」等につきましても、全般として基本的な方向性に記載された内容をしんしゃくしているものでございます。

「第5 その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項」につきましては、基本的な方向性に係る青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた取組の充実強化、なかんずく児童ポルノ等の違法・有害情報対策の充実強化に係る記述を反映したものであり、内容等については、それぞれ警察庁等から提示された修正等を踏まえて記載しておるものでございます。

以上、たたき台として事前に御配付したものとの変更点を中心に御説明させていただきました。情勢等については、今後、データ等の公表を踏まえて修正する箇所もまだございますが、内容等について各委員の御意見を賜ればと考えております。宜しくお願い致します。

○清水座長 どうもありがとうございました。

資料3-1ですけれども、意見交換の時間をとりたいと思います。どなたからでも、どんな視点でも構いませんので、お願いします。どうぞ。

○清原委員 皆様から発言があると思いますが、私から先に発言させていただきます。清原です。

今回、内容を大変深めていただきまして、20ページの「今後の取組の方向性に関する基本的な考え方」において、まず「端末・接続環境等を問わず、受け手の立場に立った」とあります。「受け手」というよりは、むしろ「利用者」ではないかと思いますが、「利用者の立場に立った、フィルタリング等の実効的な青少年保護に係る取組を図るべき」というコンセプトの中で、22ページで、非常に大切な「青少年のインターネット利用に係る事業者等の責務・役割の再整理」とあります。

私は、事業者の皆様にも日本らしい自主規制をまずきちんとしていただくとともに、今回、

警察庁で事業者を対象に調査していただいたことも踏まえつつ、まだまだ御努力いただくことが必要だと思っております、そういうことが書き込まれることは有用だと思しました。

加えて、24ページ以降に「国際的なスタンダードを踏まえた、第三者機関等を活用した民間主導の取組の促進・支援」とありまして、一貫して民間主導ということも示されています。「子どもの権利とビジネス原則」等の国際的なスタンダードをきちんと意識していくということは、今後ますます重要になってくると思いますので、この記述を支持したいと思います。

あわせて感謝申し上げたいのは、25ページ以降に「児童ポルノ等に係る違法・有害情報対策の充実強化」のところに、「児童ポルノ、危険ドラッグ、いわゆるリベンジポルノについて」、議員立法の動向を踏まえて、さらに詳しくしていただいたところです。

そこで、私、こうした非常に重要な整理をしていただいた中で、今回、18ページの「保護者の見守り・ペアレンタルコントロールができていない場面の増加等」の関連で、注釈に「ネット依存」という概念を補強していただきました。先ほど「平成26年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果（速報）」の13ページ、「保護者のインターネットを安全・安心に使うための注意点の認知」で、出会い系や著作権等の違法情報の問題については、83.6%が認識しているにもかかわらず、ネットの過度の利用については58.0%と、相対的に低い認識であったということを御紹介いただきました。

もちろん、有害な情報を利用する、無意識に、あるいは意識をもって加害者・被害者になるような例もあるかもしれませんが、子供の発達のことを考えたときに、保護者の意識啓発も含めながら、「ネット依存」のことについては、今後、さらに重要な問題になってくるかもしれません。実際に保護者がスマートフォンに接触している時間よりも、155分というはるかに長時間、児童が平均してスマートフォンに触れているとするならば、犯罪に遭遇する確率も高くなると思いますし、発達に何らかの影響もあると思います。

したがいまして、20ページ以降で整理していただいた「今後の取組の方向性に関する基本的な考え方」の中で、相対的には、どちらかといえば被害者になることを防ぐということ、民間と社会が連携してしっかり守っていかうということですが、あわせて「ネット依存」についても何らかの対策というものを提案していく場所があるのかなと感じました。今、その場所を適切に見つけられていませんが、お考えをお聞かせいただければと思います。

○山岸参事官 今、御指摘いただきました点につきましては、28ページで「青少年のライフサイクルを見通して、保護者の責務が適切に履行されるよう、家庭への支援を充実強化するとともに、青少年のインターネット・リテラシーの向上と節度ある生活習慣の定着化を図るべき」という方向性を出しています。その中で、特に青少年のインターネット利用に関する適切な生活習慣の定着化という点、まさにここが節度あるインターネットの利用について、それぞれの家庭の状況を踏まえた上で、そういう依存の部分についても、保護

者がきちんと目配りをしていていただければ。

特に、その次の「青少年及び保護者に対するインターネット・リテラシー教育の充実強化」のところでも、保護者自身が子育てにスマホを使うとか、ネットネイティブの保護者の世代が来ていますので、これらについてより低年齢のお子さんを持っている保護者のリテラシーや利用状況等も踏まえた取組を重視していく必要があるという記載をしておりますので、この2つのところで、それぞれ適切な生活習慣をいかに身につけさせ、実際に主体的に判断できるようにしていくのかということ、ここで提示しておると考えています。

○清原委員 ありがとうございます。28ページのところで、確かに「インターネットの過度の利用に注意するなど、節度あるインターネットの利用」とありました。「ネット依存」という言葉ばかりを探していたので大変失礼を申し上げましたけれども、まさに「適切にインターネットを利用する」という方向性は変わることなく、それを「いかにバランスを持って使っていくか」ということが重要だと思います。

なお、御指摘のとおり、まさにデジタルネイティブの平成生まれの人が続々と保護者になっているわけですが、一方でマイナンバー制度等の活用でスマートフォンを母子手帳に使うということも、当然これからは一般化されていくと思うのですね。ですから、スマートフォンを育児に使うということを否定するという調子ではなくて、今、こちらで御指摘されましたように、「適切に使い、節度ある生活習慣を」というところでトーンがまとめられていけば望ましいと思いました。

ありがとうございます。

○清水座長 大変貴重な御意見、どうもありがとうございました。

どうぞ、曾我委員。

○曾我委員 御質問させていただきます。

先ほどの23ページの「青少年のインターネット利用に係る事業者等の責務・役割の再整理」、最後尾の5行です。「端末・接続様態・サービス・事業環境等にかかわらず、フィルタリング等の青少年保護に係る取組が適切に講じられるよう、第三者機関の」とずっと書いてあるのですね。その中で、民間主導で基本的に進めていくというのは、今までも全く同じような形で進む中で、先般、この内閣府でもいろいろな方をヒアリングさせていただきましたが、我々は青少年対策をする中で、民間が青少年保護・バイ・デザインの精神に基づいて、先手を打って子供たちを守ることをお願いしているにもかかわらず、企業によって物すごく格差が出てしまっている。

とすると、民間主導が進むのですが、民間主導の中でそれが進まないときに、どのようにして今回の検討会の答申によって、そういうものが是正されて、確実に民間主導で青少年保護・バイ・デザインが進んでいくのか。

もう一つは、進まないときに、どういう手を打って連携をすれば、それを企業に対してできるような体制になるのかというのが、この全体から企業が実感していただいて民間主導が進むのであればよろしいのですが、そうでない場合に関して、どのようにお考えかを

お聞かせいただきたい。

○山岸参事官 今の御質問につきましては、24ページで、「とりわけ」として、それ以下の部分で、基本計画に盛り込むべき中身等について、今回、基本的な方向性を御提示いただき、それを提言でどう盛り込むのかということで、かなり踏み込んだ形で青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた取組を進めるべく、提言の記載については書き込んでおるところです。

これらの取組については、当然、基本計画の見直しというものもありますし、毎年のフォローアップの取組の中で、先ほども申し上げております、指標をきちんと設定し、本当に民間主導の取組をいま一步、それぞれの端末や接続環境等を問わず、きちんとやっぴこようよという一つの着地点を見据えて、取り組んだにもかかわらず、検証の結果、民間主導の主体的な取組による効果が十分に挙げられていないと認められる事項があるのであれば、民間主導の実効的な青少年保護に係る取組を促進・支援するために、一体どのようなことが具体的にできるのかという点について、必要な制度、支援、規律のあり方も含めて具体的に検討していく必要があると考えています。

これについては、「基本計画の見直し等」の項目では、「法令改正も含めた必要な対応の検討を実施する」との記述もございますので、本検討会において、総務省・経済産業省等の有識者会議等と連動する形で、具体的な検証結果を踏まえた形で議論が続けていただければと考えております。

○清水座長 はい。

○曾我委員 こういう趣旨です。基本的に民間主導がしっかりいかない場合に、各官庁が民間主導として、目的をこのような形で方針が立っているわけですから、それが進むように積極的に各省庁がかかわって、それを進めさせるようにするところがどこかにないと、民間主導ですよと言っているうちに、各省庁が幾ら助言しても、各企業は何となく聞いているふりをしているという形ではまずいのではないか。青少年のためにも、全体に圧がかかるような形で、この答申が進んでほしいと思います。

そのためには、警察庁からの先ほどの実態調査などを基本的に活用して、そこが進んでいなければ、企業やいろいろなところに対して民間主導が進んでいないと、担当省庁からきちんと申し上げる必要性というのはあるのではないかと申上げて申上げました。

○清水座長 ありがとうございます。

では、高橋委員。

○高橋委員 幾つかあるのですけれども、とりあえず、今の曾我委員の話の続きです。この話は会議のたびに何度も言ったけれども、気を使っただいて「第三者機関」ということがいっぱい入っているのですけれども、第三者機関ではだめだと文書で出しています。24ページです。「第三者機関による認定制度は、現行法上は」云々とあって、全く機能していない。

だから、機能していないから、機能させるためにどうすればいいか。一番初めにこの法

律ができたときに、民間主導型にするか、総務大臣が国が定める第三者機関をつくろうという話があったときに、ちょっとそれは拙速じゃないかとやったにもかかわらず、今、業界は完全にぬるま湯に浸かってしまって、自分たちのペースになってしまっている。それがだめだというのであれば、ここで言っている第三者機関というのはどこですかと聞きたいのと。

私、前に一度聞いたと思うのですけれども、それは業界に通じている、いろいろなフィルタリングを加えているところがあるのですけれども、フィルタリングの開発をして、それを使って審査・判定している機関があります。そこは完全に業界と離れているので、ある程度第三者機関という名目に入ってもいいのかなど。ただ、それがいろいろな自分の会社の中で自主的にやっています。自分のところはこういったフィルタリングをかけています、こういった調査もしていますという業界の中に取り込まれたフィルタリングをつくる会社、これも第三者機関と呼ぶのか。そこを何度も私、聞いたと思います。

それは、第三者機関とは言わない。そういう紛らわしいものであれば、一番大切な原点であるものに関して、その当時の議員さんがいるのだったら、一度聞かれたらいかがですかという話まで、私はしたはずです。本当は余り聞きたくないでしょうけれども、子供たちがずっと使ってきたLINEといった問題で、子供たちが使うリスクが高かった。それに関して何の手当ても打たない。そういった会社があったので、この会議にも来ていただいた。それでも動かない。

でも、そこに言う第三者機関がいろいろな折衝を重ねて、appleとかLINE等に話をかける。そして、総務省のほうにもお力をいただいて、やっとLINEと話ができるようになって、ある程度の規制が引かれるようになった。それが引かれないのであれば、そういった会社は国が指定して法律をつくれれば従いますと言っているのですね。だから、つくらない限りは従いませんということを正面切って言われたわけですね。ですから、それを我慢して、やっとここまで来たのですけれども、そういった機関がだめだというのであれば、何が第三者機関として推奨できるものなのか。

根本的な原点に戻らないと、民間主導型なんていう甘いことをやっていると、警察庁はずっと苦勞されていると思うのですけれども、いろいろな事件に子供たちが巻き込まれていきます。私たちのこの話は、子供たちが安全に安心してネットにかかわれるように守っていきましょう。そこがしっかりすれば、そういった問題が少しでもよくなって、子供たちにリテラシーがつけば、大人になってもきちんとしたネットリテラシーができて、日本全体が変わってくるだろう。そういったことをここまでずっと何回も話をしてきたはずなのに、こうやってはっきり否定されると、どこがすればいいのか。

フィルタリングは本当に必要なのですか。では、もうやめたらどうですかという話を皆さんが言うのだったら、それはいいのだけれども、子供を守るために、ぜひこれは残してやっていただきたいというのであれば、どうすればそれが一つの業者の業界のエゴにならないように、みんながきちんとした対応ができる、信用できる第三者機関として成り立つ

ものができるかということをもう少しやっていかないと、こんなことを何回も繰り返してもなかなか結論が出てこないのではないかと思います。

ですから、私として1つ聞きたいのは、ここで言う第三者機関というのはどういう機関のことを指しているのか。今時点の見解で結構ですから、これを教えていただければありがたいかなと思います。

以上です。

○山岸参事官 あくまで今回の検討会の報告書の「第三者機関等を活用した民間主導の取組の促進・支援」というものについては、今、高橋委員、いろいろ御指摘ございましたが、当然、現在既存の機関等で第三者機関的な取組が行われているところを想定しております。ただ、どの程度、それが第三者機関に当たるのかという点ですとか、それが実際に今、どの程度機能しているかという点について、高橋委員の御指摘されたようなネガティブな評価を我々が事務局として提示したというのは、これはそうではないという点、御理解いただければと思います。

あくまで検討会の中で、それぞれそういう御指摘がなされ、それぞれの役割等について御議論がなされたものについて、結果として、事業自身について継続がきちんとできるものでなくてはいけない。その一方で、国際的に展開しているグローバルな企業のほうからは、それぞれの言い分の指摘があるのもまた事実でございます。

今回の報告書におきましては、民間主導の取組をいかにさらに促進できるのか、するかという点、25ページにありますとおり、それぞれの「枠組みの整理・再構築に際しては、現状において、このようなサイクルが十分に機能しているのか、機能していないのであれば、利用者視点に立って」、それについて、よりよい取組が促進できるのか。まさに委員御指摘の点について考えていかななくてはいけないという方向で整理させていただいております。

結論が何か我々事務局にいい知恵があって、その部分について答えがあるわけではございません。まさにそれぞれの実態を検証する中で、どう改善を図っていくことができるかということで、このような形で記述させていただいたところでございます。御理解いただければと思います。

○清水座長 よろしいですか。はい。

○高橋委員 これは言い出すと切りがないぐらいの話になってしまいますので、余り後を引くような話にはしませんけれどもね。私たちもできるだけ民間で、第三者機関と呼べるところで、きっちりとしたフィルタリング等の審査もできて、子供たちがやっていければいいなと。ところが、フィルタリングはもういいのだねという業界の風潮みたいなものあって、申請もしない、審査もしない。であれば、こういった団体はもう解体してもいいのでしょうかね。解体したときに、それにかわるものがどこにできるのか。役所関係の方も一緒に入って来て、民間の各社がこういった団体をつくりましょうと言って失敗したのであれば、民間の力はそんなものですよ。

だったら、今度は逆に、国が指定する、きちんとした第三者機関的なものがあって、ある程度強制力がとれていくような、これは議員立法ができたからできないのであれば、議員さんにつくってもらえば幾らでも修正がきくわけですから、この文章の中に「有害性の判断への行政の不干渉」というのがあって、「いかなる情報が青少年有害情報であるかは、民間が判断すべきであって、その判断に国の行政機関等は干渉してはならない」という文章がありますので、つくった本人に言えば幾らでも議員立法は変わるわけです。ただ、できればそうなりたくないねというのが正直なところであって、やはり穏便にきちんと話がつくのであればいい。

その辺が、逆に行政指導として、民間団体に君たちはどうするのだというぐらい言って、別組織で審査して違う方法でいくほうがいいのか、フィルタリングに対してもう少しきちんと目を向けて、どういう対応をすればいいのか。誰と誰が、どことどこが組んで、どういうふうにやればいいのか。そういったことも具体的に指導していただける形があれば、私たちは余り突っ込んでいく気はないのですけれども、もしなければちょっと強硬な話がいっぱい出てくるようになりかねないので、できたらその辺を内閣府が指導していただいて、うまくまとめていただければ、円満に落ち着くのではないかと考えております。

○清水座長 ありがとうございます。この問題について、国分委員の御意見をちょっと伺いたいと、今、お願いしましたので、宜しく。

○国分委員 今の議論というのは非常にセンシティブな部分がありまして、法律をつくる際にコンテンツ規制は行政がしないということで、それを逆にコンテンツに踏み込んで規制するとなれば、表現の自由とか、いろいろなことで非常に大きな問題になりますので、民間にお任せして、行政側としては当時の衆議院の青少年問題特別委員会の委員長をされていた玄葉さんの言い方だと、民間事業者がちょっと躊躇しているところを背中を押す効果ということで、とりあえずは行きましょうということを言われていました。

それで、民間主体の第三者機関という言い方ですけれども、海外のいろいろな国のネット規制について、いろいろ調査する機会が随分前からあったのですけれども、私がすごく感じるのは、企業がビジネスする際に社会の中でちゃんと社会的責任というものを自覚している。そういうことで、環境問題、携帯でいえば、携帯を廃棄するときにちゃんと適切にそれを処理するとか、そういう運動はやられていますけれども、こういう自分たちがビジネスする際のコンテンツについて、ちゃんとした企業ならば、社会の中でそれなりに批判に耐えるような行動をすべきである。その規範のようなものが、日本ではちょっと希薄な感じがするのです。

ですから、取りまとめをされた内閣府の立場からいけば、民間主導の第三者機関という言い方なのだけれども、一方、私どものような立場から考えると、プレイヤーがビジネスをする際には、SNSなどは特にそうなのですけれども、ちゃんとお守りをしなければいけない。その管理はすごく手がかかるわけですね。それをさぼったりすると、問題の吹きだまりのようなサイトになってしまって、子供たちが違法情報とか犯罪につながるような結果

になってしまうので、こういうビジネスをするからには、ちゃんとした体制で社会的な批判に耐え得るような行動をしなければいけないという考え方というか、その辺の規範を政府にお願いするというよりも、我々サイドの話かも知れませんが、そういうことをしっかり考えて肝に命じるべきではないかと思うわけです。

ちょっと抽象的な話で申しわけありませんが、宜しくお願いします。

○清水座長 突然お願いしまして、申しわけありません。

高橋委員が言われていることは、インターネット環境整備法の基本的な概念ということになりますので、この報告書のこの段階でこの時期に、そこまで踏み込んで書けるのかという不安が若干あります。それで、国分委員に当時の状況を踏まえて、ちょっと発言していただきました。そういうことから、この点については、私としてはもっときっちりと議論しないといけない話と考えています。御意見として承って、国分委員の話と、これから事務局の考え方も伺いますが、座長預かりという形で今日のところはこれ以上議論を進めないとさせていただきたいと思いますが、事務局からお願いします。

○山岸参事官 38ページの注84を御覧いただければと思います。ステークホルダー間でどう調整していくのかという点については、それぞれ国際的な規範との適合性をどう確保するかですとか、それぞれの機関をどう活用して、事業者が主体的かつ自主的に社会的責務を履行するインセンティブ付けを促進する取組を考えていくのかという点については、内閣府でも平成27年度に調査研究を実施することとしておりますので、それらの結果もまた検討会に御報告し、今後、継続して御議論していくのが妥当ではないかと考えているところでございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、尾花委員が先ほど手を挙げておられましたので、お願いします。

○尾花委員 尾花でございます。ありがとうございます。

一番最初に清原委員のほうからありましたことの、ちょっと追補的な御質問というか、意見ですが、調査の中で、インターネットの過度な利用に関する問題を知っているが一番低かったという問題があったと思うのですが、このQ5が、保護者自身は「インターネットを安全に安心して利用するために注意しなければならない内容を知っていますか」という質問なのです。ということは、注意しなきゃいけないことは多分知っているのだけれども、どうやって注意したらいいかわからないという意味でパーセントが低かった可能性も多分にあるのではないかと、この質問を見て、すごくそう思いました。

要するに、出会い系サイトとか著作権の違法の問題は、法律問題もあるし、禁止されているという問題もあるので注意しやすい。何を注意すればいいかわかっている。でも、インターネットの過度な利用、例えばネット依存にしても寝不足にしても、注意はしている。全国、どこへ行っても保護者の皆さん、何を一番気にしているかというのと、依存を一番気にしている、長時間利用を何とかしたいとおっしゃっているのにこれが低いということは、何を道具として注意したらいいかを多分わかっていないという意味で、58%という低い数

字になっている可能性はあるのではないかと思います。

そんな中で今回の報告書を見てみると、私はこれはずっとこの検討会ができたときから、ライフサイクルを見通して、一歩先にちゃんと次に必要なものを教えなきゃいけないというお話をさせていただいてきたと思って、それがすごく反映されている内容には大変感謝しているのですが、学校に関する提言がどうもさらりと流れている。学校においては保護者とか、家庭でとか、学校の先生が何をしなければいけないかに余り言及されていないという気がするのです。要するに、そういった子供たちに保護者は教育の仕方がどうもいま一わからない。でも、子供たち全員に同じことを教育したいと思っているものは、学校の先生向けに学齢に応じた指導書があれば、多分、学校で一斉にできると思うのです。

もちろん、ここにいらっしゃる全員の方が御存じのように、講演会をやろうが、勉強会をやろうが、保護者会で集めようが、来ない保護者は来ない。この人たちにどうしたらいいかという問題は、もう何年も前どころか、多分何十年も前から、こういう問題はネットの問題に限らず、起きていたと思うのです。ただ、来ない保護者の子供は放ったらかしていいものでもなく、逆に来ている保護者、来ない保護者に関係なく、全員に対して、例えば睡眠不足による体への影響とか目への影響とか精神的な問題とか、さまざまなものを学ぶ機会というのは、全員が義務教育と同じように与えてあげなければいけない段階に、もう来ていると思うのです。

そんなときに、今の情報教育の教科書がそれに適しているかということ、中身が全く違うので、今、教科書とか、いろいろな意味で検討されている段階だと思うのですけれども、情報モラルという意味で、学校教育の指導案みたいなものもきちんとして、全員が認識していきやいけない問題に関しては、指導案なり指導書なり教科書なり副読本なり、それを見ればしっかり教育できるようなものを用意する必要があるのかなと、すごく感じました。

それと同時に、最初の警察庁さんの調査のデータにもありましたように、地域によって店頭でもばらつきがある。ということは、店頭で行政指導するといっても難しいでしょうし、それぞれに努力しなさいと言うだけ言ってもどうにもならない。1年ぐらい前に販売店さん用の指導マニュアルみたいなものを某県でつくったものを皆さんにお配りしたときがあったのですが、もしかすると販売店用の最低限、これだけは知っておかなきゃいけない法律のこととか、窓口で言うてはいけないことというような指導書というか、店頭販売員マニュアルみたいなものをつくって、それを最低限、これだけ守れないのだったら、販売店として意味をなさないよというものをつくる。

学校とか販売の現場とか、両方に対して、家庭や保護者、地域が協力するのを前提とした上で一斉にやってほしいことに関しては、最低限、何か通知してノウハウを伝授するという方法をとっていかないといけないなど、すごく痛感しているのです。その具体的な方向性がこの中には書かれていない状態で、やんわり風向きだけ示して、あとは保護者にしっかりしてもらおうということ、多分保護者はアップアップして、もう何もできない状態に

なってしまうと思うのです。なので、保護者も先生も店頭員もそうですが、どう説明していいかわからない。

ですから、こういうふうに説明するのですよと伝えると、すごく喜んで帰ってくれるという現状が全国どこに行ってもあるので、それを何らかの形でまとめて、これを読んだらわかるよ、あるいはこれを使えば指導できるよみたいなものをつくるということをどこかに、今すぐじゃなくてもいいのですけれども、そういう形で報告書の中にうまく組み込んでいただければ、読んだ事業者さんとか学校の先生とかも、ああ、そういうものが来てくれるなら安心して指導できるなという、一歩次へつながると思うのです。

方向性だけ示されても、そうなの、じゃ、何が来るの、何も来ないよだと、どうやっていいのか、また暗中模索の状態で1年が過ぎてしまうと思うので、せっかくここまでの内容ができたので、具体的にこういったものをつくりましょうとか、来年度やりましょうとか、今後、こういう心がけをしましょうみたいな、具体的に見えるものをこの中に一つ二つ追記していただけると、よりよいものになるのではないかという気が致します。

これは単なる意見ですので、ありがとうございました。

○清水座長 ありがとうございました。

国分委員。

○国分委員 今の尾花委員の意見にちょっとフォローしたいのですが、この検討会にも提出された資料だったと思いますけれども、どこかの県の取組で店頭の説明員の資格といいますか、ある程度の説明がきちんとできることを証明するような制度みたいなことが実現できないかという提案が書かれていました。

それで、私、尾花委員が言われるように、すごい立派なマニュアルをつくるというのは、まず前提として必要なことだと思いますけれども、その結果、まさしくさっきの第三者機関のようなところで、店頭の説明員というのはこういう検定をパスして、そういう知識を十分持った人たちだという制度を実現すれば、不適切な説明ということがうんと減るのではないかと思うわけです。ですから、具体例として参考にしていただければ幸いです。

○清水座長 曾我委員、お願いします。

○曾我委員 大変申しわけございません。関連している部分と思って御発言させていただきましたが、一番最初に警察庁のほうから各県の事例とか、いろいろなものがありました。専売店と量販店という中で、量販店が非常に説明が悪くて、意外と子供たちが危ないという概念があったのが、ほとんど変わらなかったということは、どこかがうまくいっていて、どこかがうまくいかない。うまいやり方をしないとうまくいかない。それは、量販店でもやっているところはできているのだということになると、そのできていることを評価して、それが伸びるように、この検討報告の中に少し入れてあげることによって、そういうことが進んでいくし、それが大事なのだとして外部も気づきが出てくる。

それを各省庁の中で対応する課があったとすれば、そこを各企業に対して指導するなり、学校としては文科省が指導して、そういう形をとることによって、よりよく変わるよとい

う部分で、それが逆に言うと今回のデータで物すごく出るのではないかという道筋が見えている、光が見えているので、その光を見させないと、先ほどの第三者機関の問題も、企業がその気にならないとできないという状況をそのまま温存することになりますので、最終ユーザーの我々保護者や子供たちがよりよく使おうという規範意識を持つような状況づくりができていけば、企業がそういうものじゃないと、そういうところしか使わないとなっていくと思うので、その辺をこの検討の中で、問題点ばかりじゃなくて、明るい光が出ているところに対しても少し書き加えていただければいいのかなと思いました。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

尾花委員の発言の中に、学校と家庭・保護者の連携ということから始まっていましたが、この件については五十嵐委員がいろいろな取組をされていますので、ちょっと発言していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○五十嵐委員 ありがとうございます。今、たくさんの情報をいただきました。とても勉強になったのですが、最初に警察庁のデータで保護者が販売店の方の説明がわからなかったと半数が答えているという結果に愕然としたのです。販売店のプロの方の説明でわからないことを学校に求められるのは、難しいなど、このデータを見ていました。

逆に、先ほど質問があったのですが、長野県とか、うまくいっているところもあるとのこと。販売員さんの問題なのか、同じ系列の人でも何かがあるのだと思うのです。同じ取組をして、何かすごいことをやったわけではないのに、同じ流れの中でうまくいっているところは何かコツがあるのではないか、秘訣があるのではないか、そこを知りたいですね。販売員はだめだから学校教育でしょう、教科でしょうとなると、しんどいです。

ですから、今あるこのデータの中に隠されている秘訣をもっと表に出していただければ、何だ、そういうことで変わっていくじゃないかという啓発にもなりますし、うまくいったところが張り切ってくれると、うまくいかなかったところにもプレッシャーを与えてくれる、いい効果になるのではないかと思います。

学校は常に危機対応を意識しています。社会で何か事件があると、学校の管理外であってもすごく考えるのです。どうしてそういうことになってしまったのだろう、日ごろの指導に何が足りないのだろう、どうしたらいいのだろうと悩み、みんなで真剣に考えるのです。日々刻々と技術が変わっているので、今、保護者をどんなに啓発していても、追いつきません。危機感が必要です。先日、自分がかつて使っていたもののお下がりのスマートフォンを平気で持たせている保護者が増えていると聞きました。そういう現状がありますので、指導しても限界があります。事業者、社会全体で、みんなで子供たちを守り、育てていくためにいろいろな省庁が連携した仕組みを考えていることは、学校にとっては本当にありがたいことです。

情報モラルの指導は、現在、道徳の中で必ずやっています。これはむしろ使い方というよりは、携帯電話、スマートフォン、ネットでも、ならぬものはならぬし、思いやりとい

うものは、いつ、どこでも変わらない。そういう心を育てる中での学習の一つで、具体的な活用方法ではありません。でも、それだけでは足りなくて、実際の活用方法という点では、親と一緒に勉強しなければ意味がないと思っています。

そこで、大多数の学校はやっていると思うのですが、本校では必ず年に1回、セーフティー教室という身を守る学習の一つとして、情報安全、携帯電話やスマートフォンに関連する被害から身を守るという学習を取り入れています。5、6年生を対象に授業を行い、その後に保護者を対象に専門家から講話いただく機会を設けています。携帯電話関連会社の方にも来ていただいています。よく研究されていて保護者にも好評でした。その内容を保護者に広げていきたいと思っています。

実は、今年は尾花先生をお呼びしまして、大変好評でした。先生のお話は、危ないとか使い方というよりは、皆さん、当然使っていますねということからお話しされました。使うのになれている若い保護者の方が多かったものですから、早寝、早起き、朝スマホと、生活習慣にしましょうとおっしゃり、びっくりしたのですね。何を推進されるのかと思いましたが、夜に長く依存的に見ていると健康的にもよくない、ブルーライトがよくないのだという話から、だったら早く起きて、朝のメールで済ませましょうという話にもっていかれたのです。保護者に、早寝、早起き、朝御飯、朝メールと、健康の視点から話されました。どのように活用していくか、本校では健康教育の一環として、ネット依存等で睡眠に影響がないように保健室から発信しているところです。

○清水座長 すみません、突然お願いしまして。

どうぞ、お願いします。

○村瀬少年保護対策室長 オブザーバーでございますが、よろしいでしょうか。先ほど曾我先生からお尋ねがあったところでございますが、大規模県と人口の少ない小規模県があるので、一概には言えないのですが、例えば、今回、都道府県別の評価でよかったところ、地域における取組でちょっと御紹介しますと、先生方も御案内のとおり、鳥取の場合はペアレンタルコントロールにつきまして、販売店に対して説明を義務化してございます。例えばそういったことが影響しているのかもしれませんが、鳥取は非常に良好の割合が極めて高い位置づけになっています。

それから、秋田の場合は、秋田県が地域におけるネット教育の担い手という観点から、ある団体と連携しながら取組を進めているところでございます。

いずれにしても、子供たちを見守り、育てていくという観点から、フィルタリングは重要だという話を聞くところでございますが、各県警におきまして、販売店の関係者と日ごろから話をしっかりしているところは率が高い。先ほど御指摘のあった県となつてございます。

それで、オブザーバーで大変僭越ではあるのですが、先生方からフィルタリングの重要性、先ほど来御指摘があったところでございますので、今後の御議論の中で、フィルタリングの利用率の向上といった事柄につきましても、また御議論賜ればと思っております。

○清水座長 どうもありがとうございました。

別所委員の代理の吉川さんが手を挙げられていたので、お願いします。

○吉川代理 セーフティーインターネット協会、別所の代理で出席しております吉川と申します。幾つか御質問、コメントさせていただければと思います。

皆様からも御議論があった20ページから25ページにかけての「今後の取組の方向性に関する基本的な考え方」について少し確認させていただきたいのですが、24ページで「国際的なスタンダードを踏まえた、第三者機関等を活用した民間主導の取組を促進・支援」となっておりまして、報告書中の記載を見ますと、恐らくこの国際的なスタンダードと言うときに念頭に置いてありますのは、この会議の場でもプレゼンテーションがございました「子どもの権利とビジネス原則」というものになるかと思えます。

その際に、「子どもの権利とビジネス原則」の中身自体は、企業が自主的に取り組むべき原則を示しているものであったと理解しております。そういう意味では、民間主導の取組というのは、広く企業が連携するという取組だけではなくて、企業個社が自社でしっかり取り組むべき安全対策を宣言するという内容になっていたかと思えます。

その視点から言っても、22ページで触れられている「事業者の責務・役割の再整理」について、事業者の自主的な取組、民間主導の取組というのは、業界横断で第三者機関も関与するという広範な形での取組もあれば、UNICEFの「子どもの権利とビジネス原則」のように、個社でしっかり自社のサービスを安全に保っていくために対策をとっていくということも当然ながら含まれるものであると理解しております。この報告書の中では、その個社ごとの取組をグローバルスタンダードをきっちり満たすようにやっていきたいと思いますという形で盛り込まれているものと理解しております。

したがって、事業者の取組として、第三者機関等を活用した民間主導の取組も当然あれば、より基礎となるところで、各企業個社がしっかり自主対応をするということも、これは当然ながら民間の取組の一つとして位置づけられると思えますので、民間主導の取組と言ったときには、個社の取組とか各社が連携した自主規制なども踏まえたものというところを、明記していただければと考えております。

また、やや細かい論点ですが、25ページで児童ポルノ、危険ドラッグ、リベンジポルノについて規制が強化されたという記述がございます。この点は私どもセーフティーインターネット協会において、青少年も含めて被害の申告を受け付けサイト管理者やプロバイダに削除依頼をするということをやっております。この部分の記述でやや気になりましたのは、児童ポルノとかリベンジポルノについては、現状は削除依頼されたものについては相応に各サイトから削除がなされております。では、何が問題なのかというと、短時間でいろいろなサイトに拡散してしまっていて、処理がなかなか追いつかないという点が挙げられるかと思えます。

危険ドラッグについては、削除依頼に応じないサイトは確かにございますが、リベンジ

ポルノと児童ポルノについては比較的削除に応じるサイトも多い状況ですので、報告書への記載として、実態に即した記述に修正していただくほうがよろしいのではないかと思います。

以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。事務局から何かありますか。

○山岸参事官 第1点目の部分については、個社としての取組が当然前提としてあって、それについては、青少年によるインターネット利用に関係する企業については、もう既に法の事業者の責務という中でも当然実行しておられるだろうと。ただ、今回、「第三者機関等を活用した」という形で出したのは、より説明責任を客観化して、それぞれきちんと取組のクオリティを上げていっていただきたい。

その際に、自分たちの株仲間のスタンダードではなくて、それぞれの取組が国内的にも国外的にもきちんと評価されるという視点で取り組むべきであるということで、そういう説明責任の質を上げるという点で、第三者機関等の活用を前面に出したものでございます。この点については、御指摘の趣旨が反映されるように、記述を調整したいと考えます。

また、2点目のリベンジポルノ等の部分については、文脈として、そのような誤読がなされ得るという指摘だと理解しましたので、この部分についても記述のあり方については少し検討したいと考えます。

○清水座長 ありがとうございます。

最後に清原さん、簡単をお願いします。

○清原委員 ありがとうございます。

34ページに、「青少年に対して指導的な立場にある者等の人材育成の推進」とあります。インターネットが普及する社会にあっても、それを適切に使っていく一人ひとりを育ていくためには、多様な世代、多様な層の人財が必要だと考えます。したがって、この部分は非常に重要だと思っておりますし、教員についてだけではなくて、「大学生や高齢者等のサイバー防犯ボランティア、地域のNPO団体等」の多様な担い手という記述をしていただいています。

今後、さらに具体的な内容を深めていくときに、この「人財」の部分というのは極めて重要になっていくかと思えます。41ページ以降の提言の中にも、このたび45ページで、「地域のNPO団体」というのを総務省の御提案を含めて補強されたとあります。私としては、先ほど五十嵐先生がおっしゃったように、学校で学び合う、子供たちだけではなくて、保護者も、また三鷹市ではコミュニティ・スクールを展開しておりますので、保護者以外の地域の人も学び合うときに、ボランティアに、あるいはもちろん専門性を持って、一緒に学び合う人財というのがますます必要になってくると感じますので、今後、提言の中でも、「人財」の面について、さらに具体的な例を挙げていただければ。

それは、先ほど警察庁もおっしゃったように、秋田県の事例などからも学べると思いますが、ぜひ全国的な広がりをご想定しての提言の深まりを期待したいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

最後の最後ということで、簡単をお願いします。

○尾花委員 1つだけ。五十嵐先生がおっしゃったように、学校の現場は本当にやることが多くて大変なので、そういうことで指導要領を何かつくるというよりも、例えば今、文科省が目指していらっしゃる活用力をつけるとか、睡眠を学ぶ眠育とか、今からやろうかなと挙がってきているものがいろいろあると思うのです。そういったそれぞれを適切に活用して、中に情報モラルに結びつけられるようなカリキュラムをうまく作り込んでいただく。そうすると、先生方の負担もふえない。

要するに、ネットは特別じゃなくて、生きているインフラの中の一つとしてネットがあって、ほかのものと変わらないのだよと。さっき、だめなものはだめというお話ありましたが、リアルの世界もネットの世界も変わらないのだよと教えるためにも、教科書を切り分けるのではなくて、必要などころに適切にデジタルの使い方のノウハウみたいなものとかをうまく入れ込んで、柔軟に対応できるような指導体制をつくっていただければと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○清水座長 どうもありがとうございました。

まだあるとは思いますが、さらに意見をたくさんお出しになりたい方は、恐縮ですが、事務局にメールをお願いします。本日、委員からいただきました貴重な御意見とメールでいただいた意見を総合的に事務局のほうで検討し、この案を修正していただきまして、事務局より修正案をメールで委員の先生方にお送り致しますので、また御確認と御意見をいただければと思います。

その後、まとまった検討会報告書（案）につきましては、約1カ月間の意見募集をすることとしております。その意見を踏まえまして、次回の検討会におきまして、各省庁からの報告のフォローアップ結果や、今後、公表される施策や統計等を踏まえまして、検討会報告書を最終的に取りまとめたいと考えておりますが、進め方についてはこれでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、議題4「その他」ですが、今後の予定につきまして事務局からお願いします。

○山岸参事官 次回は、今、座長からありましたとおり、検討会報告書の最終取りまとめを行いたいと考えております。26年度のそれぞれの基本計画のフォローアップの報告とか、パブコメの結果、そして警察庁等が公表する統計を参酌した上で、これらを反映した中身に致したいと考えております。

次回、28回の会合につきましては、連休前後、4月下旬または5月の連休明けに開催する方向で調整を進めたいと考えております。

以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

いろいろ御意見いただきましたが、最後に御意見いただいたのは、検討会報告書案でございます。今まで、この検討会でいろいろな検討をしてきたわけですが、このような報告書という形で、パブコメも含めてした報告書をこの時点で提言も含めて出すということは、非常に意義が大きいと考えております。そういう意味からも、ぜひこの報告書(案)につきまして御意見をいろいろいただければありがたいと思います。

事務局も限界がありますので、いい事例を載せてくださいと言われても、どういう事例をと言ってもらわないと、頭を使うのはなかなか難しいので、いい事例とか提案された方は、具体的なものを含めてメールで送っていただければ作業しやすいと思いますし、いい報告書になるのではないかと考えております。そういうことで、今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

以上をもちまして、第27回の検討会を終了させていただきたいと思います。本日も御多忙のところ、長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。